平成２１年（フ）第１０５６号
東京都八王子市横川町901番地41ＫＵハイム201号
破産者　永田　了一
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２０９３号
横浜市旭区鶴ケ峰２丁目７番19　横浜鶴ヶ峰ビューハイツ1206号
破産者　有限会社Ｋ・Ｓ・Ｈ企画
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第２８２号
富山県高岡市大源寺160番地の２
破産者　有限会社味国
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２０年（フ）第７９０号
岐阜県羽島市桑原町東方1075番地、商業登記簿上の本店所在地岐阜県羽島市桑原町東方1065番地
破産者　株式会社水野組
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２０年（フ）第７９１号
岐阜県瑞穂市本田2152―31、住民票上の住所岐阜県羽島市桑原町小薮1005番地
破産者　水野　　努
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１５８号
岐阜市松鴻町２丁目17番地、申立時の住所岐阜県瑞穂市田之上627番地２
破産者　木野村武雄
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１５９号
岐阜市松鴻町２丁目17番地、申立時の住所岐阜県瑞穂市田之上627番地２
破産者　木野村初子
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７６０号
大阪府貝塚市加神１丁目11番11号
破産者　有限会社高辻建設
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４６０号
岡山市東区瀬戸町大井220番地１
破産者　杉山恵美子
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６９号
岡山県倉敷市南町２番26号
破産者　株式会社ハウテックス倉敷
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第６３４号
さいたま市浦和区常盤３丁目18番９号
破産者　有限会社ファーストクリーン
1　決定年月日　平成21年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０３６号
埼玉県川口市長蔵１丁目15番13号
破産者　有限会社大安建設
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３６号
千葉県八街市八街ほ562番地６グロリアパレス101号、開始決定時の住所千葉県八街市八街に124番地152
破産者　高橋　　功
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２０年（フ）第３８４号
静岡県伊豆の国市寺家182番地の３
破産者　有限会社ハヤシテクニカ
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５２号
佐賀県伊万里市大坪町甲2826番地６
破産者　有限会社西日本印刷
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成１８年（フ）第２９１号
宮城県大崎市古川北稲葉１丁目２番21号
破産者　株式会社瀬戸工業所
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２０年（フ）第２６５号
山形市桜田東２丁目９番20号
破産者　マルニ建設株式会社
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第９６号
山形市桧町２丁目４番42号
破産者　有限会社皐月
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第７６号
山形県最上郡最上町大字向町898番地の11
破産者　石山興業有限会社
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２１年（フ）第８０８号
横浜市中区本町５丁目49番地甲陽ビル６階
破産者　有限会社横浜エムランディック
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４５０号
川崎市宮前区馬絹1703番地
破産者　有限会社名古屋米店
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５１８号
川崎市多摩区菅野戸呂３―27パレス三幸92―306号
破産者　株式会社ジニアス
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係